

## 身体障害者手帳の申請手続きの「郵送」での受け付けについてのご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、身体障害者手帳の申請手続きにつきまして、当面の間、郵送での受け付けも行います。

※手帳の交付は、従来どおり社会福祉課で行います。

### 郵送での手続きの流れ

※氏名・住所（市内）の変更届、返還（死亡等）、転出（市外へ）、転入のお手続きは、これまでどおり社会福祉課でお願いします。

お客様 : 社会福祉課へ郵送による申請希望であることを連絡してください。

↓

社会福祉課 : 必要な書類一式をお住いの住所に送付

↓

お客様 : 書類が整いましたら、封筒で申請書類を社会福祉課へ送付  
(※切手、封筒はお客様でご準備ください。)

↓

社会福祉課 : 申請書類を受領後、申請書類を確認 (※社会福祉課に申請書類が届いた日が申請書の受領日となりますが、書類の受付状況は、社会福祉課にお問い合わせください。ただし、書類に不備があった場合はご連絡させていただくこともあります。)

↓

社会福祉課 : 申請書類の審査等が終了したら、お客様へ手帳交付のお知らせを送付

↓

お客様 : 手帳交付のお知らせを受領後、社会福祉課窓口で手帳を受領

### 郵送での申請手続きに必要な書類 (新規・等級変更・障害名追加・再認定申請)

#### ・身体障害者手帳交付申請書

※ 申請者欄の氏名を記載し、認印の押印 (押印スタンプ式不可) をお願いいたします。

電話番号欄へは平日昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

#### ・身体障害者診断書・意見書 (該当する障害のもの)

※ 身体障害者福祉法第 15 条の指定を受けた医師が作成した診断書・意見書

(身体障害者福祉法第 15 条の医師は浜松市ホームページ「身体障害者福祉法第 15 条指定医師名簿」でご確認ください。)

※ 診断日から 6 か月以内のものをご提出ください。

・マイナンバーを確認できる書類の写し

※ 個人番号カード（うら面）の写し、又は、通知カードの写し等が必要です。

・身元を確認できる書類の写し

※ 官公署から発行された顔写真付き身元確認書類（個人番号カード（おもて面）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）の写しであれば1点、又は、官公署等から発行された身元確認書類（健康保険証、年金手帳、自立支援医療受給者証など）の写しであれば2点が必要です。

・交付済みの身体障害者手帳の写し（新規申請以外の申請の場合）

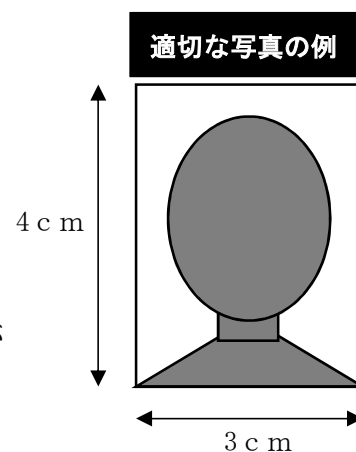
※ 氏名、手帳交付日、障害内容、障害等級・種別が記載されているところの写しが必要です。

・写真

※ 写真1枚をご用意ください。

※ 身体障害者手帳は公的機関の発行する身分証明書になりますので、以下の点についてご注意ください。

- ・タテ4cm×ヨコ3cm
- ・上半身（写真の枠内に収まっているか）
- ・無背景（写真の背景に他の人が写りこんでいないか など）
- ・無帽（ただし、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で布等で覆うことは可能です。）
- ・申請前1年以内のもの
- ・ご自分で印刷する場合は、必ず写真用の印刷用紙をご使用ください。



## 郵送での手続きの流れ（再交付申請）

・身体障害者手帳再交付申請書

※ 申請者欄の氏名を記載し、認印の押印（押印スタンプ式不可）をお願いいたします。住所は住民票上の住所です。

電話番号欄へは平日昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

・交付済みの身体障害者手帳の写し（紛失以外の申請の場合）

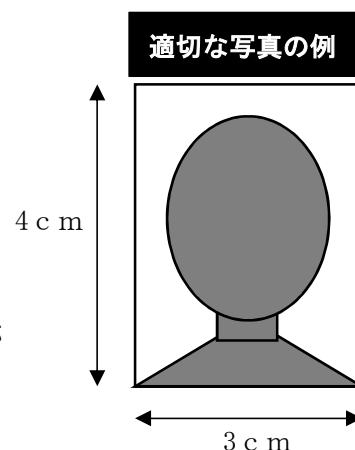
※ 氏名、手帳交付日、障害内容、障害等級・種別が記載されているところの写しが必要です。

## ・写真

※ 写真1枚をご用意ください。

※ 身体障害者手帳は公的機関の発行する身分証明書になりますので、以下の点についてご注意ください。

- ・タテ4cm×ヨコ3cm
- ・上半身（写真の枠内に収まっているか）
- ・無背景（写真の背景に他の人が写りこんでいないか など）
- ・無帽（ただし、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で布等で覆うことは可能）
- ・申請前1年以内のもの
- ・ご自分で印刷する場合は、必ず写真用の印刷用紙をご使用ください。



## 問合せ及び送付先

### <問合せ及び送付先>

#### ●中央福祉事業所 社会福祉課

中央区役所	〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2	Tel : 053-457-2057
東行政センター	〒435-8686 浜松市中央区流通元町 20 番 3 号	Tel : 053-424-0176
西行政センター	〒431-0193 浜松市中央区雄踏一丁目 31 番 1 号	Tel : 053-597-1159
南行政センター	〒430-0897 浜松市中央区江之島町 600 番地の 1	Tel : 053-425-1485

#### ●浜名福祉事業所 社会福祉課

浜名区役所	〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢 3000 番地	Tel : 053-585-1697
北行政センター	〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 305 番地	Tel : 053-523-2898

#### ●天竜福祉事業所 社会福祉課

天竜区役所	〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地	Tel : 053-922-0024
-------	------------------------------	--------------------

### <判定に関する問合せ先>

浜松市障害者更生相談所 〒430-8652 浜松市中央区中央一丁目 12 番 1 号 Tel : 053-457-2707